

上尾市告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、上尾市都市整備部建設管理課において、令和 8 年 3 月 24 日から同年 4 月 7 日まで（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）における午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

上尾市長 畠山 稔

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
51180 号線	上尾市大字原市字拾番耕地 1728 番地先から 上尾市大字原市字拾番耕地 1694 番地先まで	令和 8 年 3 月 24 日